

令和3年9月28日

国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業に関する株式会社ニチイ学館への行政指導

内閣府地方創生推進事務局

本日、国家戦略特別区域会議の下に置かれた各区域の第三者管理協議会（東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県）は、国家戦略特別区域法第16条の4第1項に規定する「国家戦略特別区域家事支援外国人材受入事業における特定機関に関する指針」第7第4項の規定に基づき、国家戦略特別区域家事支援外国人材受入事業の実施機関である株式会社ニチイ学館に対し、行政指導を行ったところ、当局は、当該第三者管理協議会の構成員として、関係者に対する情報提供の観点から、本行政指導の内容について下記のとおり公表いたします。

記

(i)．稼働率の改善等【東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県】

利用者数の増加、新規獲得件数の増加、稼働率の改善に、引き続き、取り組むこと。

(ii)．非自発的離職者の発生防止等【東京都、神奈川県、大阪府】

指針第4第10項及びその解釈の趣旨を踏まえ、恒常的に相当数の「非自発的離職者」を発生させないように留意すること。

また、以下の点について、改めて要請する。

- 1) 株式会社ニチイ学館が受け入れた外国人材の雇用維持を前提に、顧客獲得等の需要拡大による外国人の稼働率の改善に取り組むこと。
- 2) 既に株式会社ニチイ学館を退職した外国人材のうち、帰国を希望する者に対しては、最大限の帰国支援に努めること。
- 3) 既に株式会社ニチイ学館を退職した外国人材のうち、日本で継続して家事支援活動を行うことを希望する者に対しては、当該外国人材を受け入れる新たな特定機関の確保に努めること。

(iii-1)．雇用条件（雇用継続の判断基準）の周知【東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県】

外国人材の雇用契約更新に関する事項は、指針第4第1項に基づき、雇用契約に係る文書において、明確に定めること。なお、雇用契約の締結に当たっては、指針第4第9項に基づき、外国人材が十分に理解できる言語で説明すること。

(iii-2)．評価試験の取扱い【東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県】

日本語能力を含む評価試験の実施に当たっては、その目的、内容、実施時期等について外

国人材に丁寧に説明を行った上で、実施すること。

(iv). 外国人材の住居への立入等【東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、愛知県】

施設管理上等の目的が必要な場合であっても、個人の生活の基盤である住居への立入、室内での写真撮影については、入居者である外国人材に対し、事前に、立入の目的、内容、時間帯等を丁寧に説明すること。また、実際の立入に当たっては、個人のプライバシーに最大限の配慮を行うとともに、文化や風習等の違いについても十分配慮すること。

(v). 苦情及び相談窓口【東京都、神奈川県】

指針第8第1項に基づき、外国人材の苦情及び相談を受ける窓口については、適切に対応できる体制を整備し、既に株式会社ニチイ学館を退職した外国人材も含め、個別の事情に配慮しつつ、的確に苦情及び相談に対応すること。

(以上)

本件問合せ先：内閣府地方創生推進事務局

国家戦略特区担当 飯島・森山

TEL：03-5510-2462（直通）